

次に、日程第17、請願第2号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書提出の請願の1件について、厚生委員長報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助産業・建設常任委員長。

(小関勝助産業・建設常任委員長登壇)

○小関勝助産業・建設常任委員長 平成24年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月15日、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求めて開催しております。

なお、審査に先立ち、付託案件関係箇所の現地踏査を行い、担当課の説明を受けたところであります。

それでは、議案第18号 指定管理者の指定について及び議案第19号 指定管理者の指定についての2件について申し上げます。

本議案2件は、長井市多目的研修センター及び長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理について、伊佐沢地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決

を求めるため提案されたものであります。

なお、本議案2件については、関連があることから一括して審査を行ったところであります。

審査に当たり、農林課長からは、議案第18号は、長井市多目的研修センターの管理について、長井市上伊佐沢7312番地、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会会長、大沼亘氏を指定管理者にいたすもので、指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であること、また、指定管理者の選定に当たっては、伊佐沢コミュニティ施設とともに生涯学習施設として一体管理を行うため非公募としたこと、また、議案第19号は、長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理について同団体を指定管理者に指定するもので、同団体はコミュニティ施設を開設当初から伊佐沢地区公民館として利活用していることから、非公募としたとの説明を受けたところであります。

採決の結果、議案第18号及び議案第19号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、農道として管理してきた62路線、公衆用道路として供用管理してきた4路線並びに民間の宅地開発により築造され、長井市に帰属された1路線の計67路線を市道として認定するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、本議案の背景として、平成9年当時の農林水産省の通達により農道整備で築造された農道を市道等に変更できない状況が続いたが、行政刷新会議において一般道とともに自治体の判断にゆだねるべきではないかとの考え方が示され、管理のあり方が転換されている。本市においても、今年度、航空測量により路線状況を把握した上で、市道として認定しても支障がないと判断し、より効率的な一体管理を行うため上程したとの説明を

受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、このたびの認定について、普通交付税算定額はどれくらいになるのか。また、これまで手のかけられなかった部分の整備を要すると思うが、新たな修繕費、管理費をどの程度想定しているかとの質疑がなされ、建設課長からは、このたび新たに31キロメートルほどの認定になる。これに伴う交付税算定額は22年度ベースで2,070万円ほどになるが、農道として240万円ほど算入されていたので、差し引き1,830万円の増となる。維持管理費については、前年度比150万円ほどの増と見込んでいるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第20号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、県道木地山九野本線として認定されたことに伴い、市道道照寺平線を廃止するため提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、このたびの廃止路線は、長井ダム工事期間中において道照平スキー場に通じる道路として平成15年度に市道認定し供用されてきた路線が、ダム工事完成に伴い県道木地山九野本線として認定されたので、このたび市道路線を廃止するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、議案第21号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市工場立地法に基づく準則を定める条例の設定について申し上げます。

本案は、工場立地法に基づき、一定規模を超える工場が緑地等を設置する場合に、その判断基準となる同法準則にかえて適用すべき準則を定めるため提案されたものであります。

審査に当たり、商工振興課長からは、本条例の設定により緑地等を緩和し、工場の増設等、

企業活動の活性化に資することを旨とするものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、議案第23号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、人口3万人復活事業の一環として、定住促進に資する住宅地の供給を行う宅地開発事業特別会計を設置するため提案されたものであります。

審査に当たり、まち・住まい整備課長からは、宅地開発事業により市街地に安価で優良な住宅地を供給し、定住促進、人口増加を目指すとともに、住宅投資の波及効果による地元経済の活性化を図るとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、県の住宅供給公社にお任せすることを含め考えていると思うが、その辺の事情が現時点でどのように変わってきたかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、今まで数多く手がけ、ノウハウもしっかりしている山形県住宅供給公社に事業主体として施工してもらうのが長井市として一番よいのではないかと事務レベルでお願いしているところである。判断する上で詳細な現況図等が足りないため、設計測量等の予算680万円を計上し、特別会計として提案申し上げるところであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、道路整備、水路整備などは全く土地の価格に反映せず、社会資本整備総合交付金事業を充当するというが総額は幾らか。国と市の負担はどうかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、概算事業費は、道路整備費3,400万円、水路整備は下流までの整備を含め5,000万円、公園整備は土盛り程度しか考えておらず、事業費は見込んでいない。上下水道整備は上下水道課管轄事業となる。都市再生整備計画の交付金は40%で、残りの60%の9割が起債を見込んでおり、その10%が交付税

+

措置になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、8,400万円のうち、54%程度が市の実質的な持ち出しになるということだが、その部分も土地の代金に含めるべきではないかとの思いがある。あるいは、あえて除くという考え方もあるが、2つの考え方をどう整理しているのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、宅地開発に伴い、整備することになる水路はいずれ整備する計画になっていた水路で、前倒して整備するものなので、宅地開発とは切り離して考えている。用地については宅地価格に含めて今回見ているところであるが、土地、建物の固定資産税が長井市に入ってくるわけで、道路整備は長井市で負担してもよい部分かと考えるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、長井市優良住宅整備事業検討委員会からは、消雪道路にすることで差別化を図り、魅力を上げてはとの意見があるが、現時点ではどのような検討をしているかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、今のところは事業費には計上しておらず、今後、県の住宅供給公社が事業をすることになった場合は、設計関係でも十分協議することになり、今後の課題だと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、検討委員会のメンバー7名はすべて業界の方が、選定ではどういう配慮をされたのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、長井市もしくは公的機関で開発する以上、売れ残り、失敗のないよう慎重を期すということで経験豊富な方からアドバイスをいただき、長井市で事業ができるかどうか判断いただくため選任させていただいたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、検討委員会の協議の中で、民間が開発販売を行った場合と行政主導で行った場合のメリット、デメリットを考えるべきと

の意見があるが、どのような判断で行政主導でやるとの判断をしたのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、市から一定の補助があれば民間でできるのではないかとの意見もあったと記憶しているが、多額の補助金を一企業に交付することは公平さから少し逸脱をするのではないか。それであれば、行政で事業化したほうが良いという判断をさせていただいたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市外の方、市内の方等、購入者の差別化も図るべきとの議論もあったようだが、今後の販売計画で検討するのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、設計、販売までアドバイスをいただければと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、建物のデザインや色など、長井市では景観にも配慮し、他の市町村でやられている宅地開発とは違った差別化、求心力を持たせるべきだとの意見もあるが、いろいろな条件を長井市で上げたとき、県の公社の意向と齟齬することはないか、どちらの考えが優先されるのかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、事務レベルで長井市のモデル的な住宅地となるよう考えているということで一定の理解をいただいている。そうした部分は長井市がイニシアチブをとり、連携した事業にしたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、委員会では各会議ごとに総括のページがあるが、購買者への安心感とか、他の分譲地との差別化についてのイメージはあるかとの質疑がなされ、まち・住まい整備課長からは、景観に配慮した住宅地にすべきとの意見が多く、ブロック塀をつくらない、植栽の義務づけ、克雪住宅のモデル等の差別化などのモデル的なもので差別化を図ってもよいのではないかと考える。それから市外から転入された方への一定の助成なども検討すべきとの意見もあ

ったと記憶しているとの答弁を受けたところ
あります。

採決の結果、議案第28号は、挙手多数で原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市浄化槽の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、及び議案第33号 長井市浄化槽事業
分担金条例の一部を改正する条例の設定につい
て申し上げます。

本案は、いわゆる地域主権一括法の一部施行
に伴う下水道法の改正にあわせて所要の改正を
行うとともに、浄化槽の受益者である公民館の
公共性にかんがみ、公民館の使用料及び分担金
を新たに定めるため提案されたものであります。

なお、本議案2件につきましては、関連があ
ることから一括して審査を行ったところであ
ります。

審査に当たり、上下水道課長からは、議案第
32号については、公民館の浄化槽使用につい
ては使用頻度や汚泥処理量も一般住宅とは異なり、
その公共性や財政力を考慮し、内規において減
免措置をとっているが、公民館としての公共性、
また、各公民館同士の公平性にかんがみ、下水
道及び農業集落排水と同一使用料金算定方式を
とり、本条例第13条の別表に公民館用を追加し、
基本料金なしの排除汚水量1立方メートル当
たり173.25円と定めること、また、議案第33号は、
分担金についても内規において人槽区分による
75%の減免措置をとってきたが、同条例第3条
別表の備考に、公民館における分担金額は、上
記の区分における分担金額の25%に相当する額
とするを追加するものであるとの説明を受けた
ところあります。

質疑に入り、委員からは、ほかの公共性の高
い施設についてはどう考えているかとの質疑が
なされ、上下水道課長からは、浄化槽市町村整
備事業の対象施設は個人の住宅や公民館と限
って事業を行っている。地域の中で公民館として

使用している集会場等があれば、申請段階で適
用になるかどうか判断させていただきたいとの
答弁を受けたところあります。

採決の結果、議案第32号及び議案第33号は、
全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定
いたしました。

次に、議案第34号 長井市営住宅管理条例の
一部を改正する条例の制定について申し上げま
す。

本案は、いわゆる地域主権一括法の一部施行
に伴う公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正
等に伴い、所要の改正を行うため提案されたも
のであります。

審査に当たり、まち・住まい整備課長からは、
公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正に伴い、
入所者の資格要件である所得金額を条例で定め
ることとされていたが、1年の経過措置を適用
し現状の所得金額を維持するほか、所要の改正
をいたすものであるとの説明を受けたところ
あります。

採決の結果、議案第34号は、全員一致で原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になり
ました案件審査の報告を終わります。

○蒲生光男議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑がないので、質疑を終結
いたします。

それでは、日程第18、議案第18号 指定管理
者の指定についてから、日程第22、議案第23号
長井市工場立地法に基づく準則を定める条例の
設定についてまでの5件について、討論の通告
がありませんので、討論を終結し、順次採決
いたします。

まず、日程第18、議案第18号 指定管理者の
指定についての1件について、産業・建設委員

+

長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第20号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第21号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第23号 長井市工場立地法に基づく準則を定める条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、議案第28号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号13番、高橋孝夫議員。

(13番高橋孝夫議員登壇)

○13番 高橋孝夫議員 私は、議案第28号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。

この議案は、人口3万人復活事業の一環として、定住促進に資する住宅地の供給を行う宅地開発事業特別会計を設置するために提案されたものとしています。

具体的には、長井市みずからが長井市台町地内の9,900平方メートルの土地を購入し、この特別会計とは別の事業を用いて道路整備、公園整備、上下水道整備、そして河川改修、水路整備を行い、25区画、宅地面積6,900平方メートルの宅地開発を行うために用地調査、地質調査、測量設計等を行うに要する経費680万円を予算規模とする特別会計を新たに設置をするというものです。そして販売する宅地の価格は、坪単価で5万2,097円ということであり、長井市が直接宅地開発事業を展開するということになるということです。

私は、この計画に対して、大きく2点で疑問を感じますし、なかなか理解をすることができないでいるところです。

その第1は、なぜ行政が直接事業展開しなければならないのかという点です。この間の答弁は、民間の小規模な宅地開発では選びにくく、2けた以上の分譲地の規模があり、かつ道路や

水路の整備もするということになれば、民間ではできず、行政でやることになり、やる価値はあるとか、既に市内で宅地分譲事業を展開している複数の事業者に問い合わせたところ、長井市内では宅地分譲事業を展開することは難しいという判断であり、行政がやる以外にないというものでありました。本当にそうでしょうか。

施政方針で言うように、安価で良質な住宅地を供給することにより定住促進、人口増、住宅建築による地元経済の活性化を推し進めるために直営で展開しなければならないということにならないと私は思います。これらの事業は十分に民間が展開をできる事業であり、仮に水路整備の必要があるというのであれば、当然にして行政で整備を図る必要があるものと考えます。水路整備をしなければならないから、あるいは道路を切らなければならないからとかいうことが行政での事業展開事由に結びつくことはないと考えます。

同時に、配慮しなければならないのは、これまでに民間の事業者が展開してきている宅地開発、宅地分譲事業では多くのところで売れ残っているという状況があります。売れ残りを抱えているこういった事業に行政が直接参入することで、さらに民間事業者の経営を圧迫することにつながるのではないかと感じます。水路整備や公園整備、そして道路整備などに関する経費は別途事業で行うことにより、宅地の販売価格には反映させないから安価に提供できるという利点を生かすには、行政による直接参入ではない方法も研究、検討されなければならないと私は思います。

また、ただでさえ少ない人員で展開しなければならない職員体制に、さらに宅地分譲の営業活動を展開できる力はないと思われま。販売は、宅建協会にお願いすることもあり得るという答弁からも、行政が直接この事業を展開していくことは大変という認識はあると私は感じて

います。同時に、山形県住宅供給公社との提携の可能性も全く否定されていないという状況を考えれば、何が何でも市が直接この事業を展開していかなければならない事由は見当たらないし、もっと構想自体を練り直すことこそ必要なことと考えます。

第2は、議論が深まらない中で、全体像をイメージできず、なかなか理解が進まないという点です。この間の質疑では、まだ地権者にも当たっていないとか、調査もしていないので具体的なことは言えないとか、求めがあったから資料を提出をした、たたき台の数値であるというふうな答弁に終始をし、疑問点はなかなか明らかにならないままになっているというのが率直な実態だと私は感じています。

本当に想定をしているような30歳代の家族が取得をできるのか、結局は余裕のある人が押さえてしまいはしないか。本当に2年間で売ることができるのか、売れ残れば事業期間が長くなってしまわないか。市が行う宅地開発事業はこれだけなのか、今後拡大するものなのかどうか、25区画と言っていたが、倍以上にもなるということもあり、本当に大丈夫なのかなど、多くの疑問が取り残されたままという状態です。私は、こういった状態で判断することはできません。

以上のことから、再考をすべきだと私は考えます。議員諸兄の賢明な判断をいただきますように申し上げ、反対意見といたします。

○蒲生光男議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第28号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○蒲生光男議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、議案第32号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第26、議案第34号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第24 議案第32号 長井市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第25、議案第33号 長井市浄化槽事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第26、議案第34号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○蒲生光男議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二予算特別委員長。

(佐々木謙二予算特別委員長登壇)

○佐々木謙二予算特別委員長 平成24年第1回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第1号 平成24年度長井市一般会計予算をはじめ、特別会計予算9件、水道事業関係予算1件の平成24年度予算案11件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、3月19日、21日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計予算の概要について担当課長より説明を受けた後、6名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第1号 平成24年度長井市一般会計予算につきましては、大道寺 信委員ほか5名から修正案が提出されましたので、提出された修正案について提案者から説明を受けた後、質疑、討論を行い、採決の結果、全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く部分の採決を行い、起立多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号 平成24年度長井市国民健康保険特別会計予算につきましては、起立多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成24年度長井市公共下